



こ しょうせい 10 子どもへの支援

すこ おやこそうだん ■ 健やか親子相談

問合せ先 千代田保健所 健康推進課 保健相談係

〒102-0073 九段北 1-2-14

TEL (5211) 8175 / FAX (5211) 8192

Eメール kenkousuishin@city.chiyoda.lg.jp

こ はったつ こそだ なや しょうだん おこな
子どもの発達や子育ての悩みについて相談を行います。

内容 こ はったつ こそだ なや しんりしょうだんいん しょうだん おこな
子どもの発達や子育ての悩みについて、心理相談員による相談を行っています。
(予約が必要です)

対象 0歳から小学校低学年までの子どもとその養育者です。

しょうにまんせいとくていしっぺいじどうとうにちじょうせいかつようぐ きゅうふ ■ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

問合せ先 千代田保健所 健康推進課 保健予防係

〒102-0073 九段北 1-2-14

TEL (5211) 8172 / FAX (5211) 8192

Eメール kenkousuishin@city.chiyoda.lg.jp

しょうにまんせいとくていしっかん かか こ にちじょうせいかつようぐ きゅうふ う
小児慢性特定疾患を抱えるお子さんの日常生活用具の給付が受けられます。

内容 とくしゅしんだいとう にちじょうせいかつようぐ きゅうふ う
特殊寝台等の日常生活用具の給付が受けられます。
事前申請が必要です。

対象 小児慢性特定疾病医療券を交付されているお子さん
※障害者総合支援法等により、同様の給付が受けられる方は対象外です。
※世帯の収入に応じて、費用の一部負担があります。

とくべつしえんきょういく ■ 特別支援教育

問合せ先 学務課 特別支援教育係

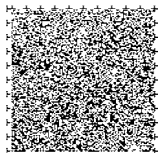
TEL (5211) 3666 / FAX (3288) 3420

Eメール gakumu@city.chiyoda.lg.jp

しょうがい しゆるい ていど はったつ おう こ ひとりひとり あ きょういくしえん おこな
障害の種類・程度・発達に応じお子さん一人一人に合わせた教育支援を行っています。

内容 とくべつしえんがっきゅう ちてきしょうがい
1. 特別支援学級 (知的障害)
ちよだしょうがっこうこうじまちゅうがっこう
千代田小学校、翹町中学校
つうきゅうしどうがっきゅう げんごしょうがい
2. 通級指導学級 (言語障害)
ちよだしょうがっこう
千代田小学校
とくべつしえんきょういふ はったつしょうがいとう
3. 特別支援教室 (発達障害等)
すべ くりつしょうがっこう ちゅうがっこう ちゅうとうきょういくがっこう
全ての区立小学校、中学校、中等教育学校
※上記以外の障害についても相談や情報提供等を行います。

対象 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒



しょうがいじほいく 障害児保育

問合せ先 子ども支援課 入園審査係

TEL (5211) 4119 / FAX (3264) 3988

Eメール kodomoshien@city.chiyoda.lg.jp

ほごしゃ しゅうろう りゆう ほいく かてい こ しゅうだんほいく こべつほいく おこな
保護者が就労などの理由で保育できない家庭のお子さんに、集団保育や個別保育を行います。

内容

1. 集団保育（認可保育園・区立こども園・認定こども園・幼保一体施設）
午前7時30分～午後6時30分までのうち、原則として8時間以内
（四番町保育園のみ午前7時15分～午後6時15分）
2. 居宅訪問型保育事業（ベビーシッターの派遣）
午前7時30分～午後6時30分までのうち、保育が必要な時間

対象

次のすべてに該当する子ども

1. 生後57日～就学前の子ども
2. 特別児童扶養手当の支給対象となる子ども（所得により支給停止されている場合も含みます）または障害があると認められた子ども

※入所調整指数に基づく入所審査があります。

利用料

0～57,500円（お子さんの年齢や保護者の住民税課税状況により決定します）

こ けんこうそうだんしつ 子どもの健康相談室

問合せ先 児童・家庭支援センター 発達支援係

〒101-0048 神田司町2-16 神田さくら館6階

TEL (5298) 2424 / FAX (5298) 0240

こ けんこう はったつ ふあん しんぱいごと そうだん おこな
子どもの健康や発達の不安、心配事の相談を行います。

内容

こ ことば うんどう こうどう しんぱい き はったつせんもん しょうにかい し
子どもの言葉や運動、行動などの心配や気がかりに、発達専門の小児科医師
や言語療法士等が相談に応じます。お電話でお申し込みください。

対象

小学生までの子どもと保護者です。

はったつしょうがいたう りょういくけいひじょせい 発達障害等の療育経費助成

問合せ先 児童・家庭支援センター 発達支援係

TEL (5298) 2424 / FAX (5298) 0240

Eメール hattatusoudan@city.chiyoda.lg.jp

はったつしょうがいたう こ そうだん りょういくけいひ いちぶ じょせい う
発達障害等の子どもの相談、療育経費の一部の助成が受けられます。

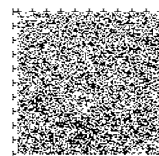
内容

しょうがいたいおう じつせき せんもんきかん りょう そうだん りょういく おこな さい けいひ
障害児対応の実績がある専門機関を利用して相談や療育を行った際の経費の
一部について助成します。

※1ヶ月にかかった経費の1/2、かつ10,000円が限度です。

対象

原則として2歳～18歳までの子どもを持つ保護者の方です。



児童福祉法による障害児を対象としたサービス

問合せ先 児童・家庭支援センター 発達支援係

TEL (5298) 2424 / FAX (5298) 0240

通所で、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

- 内容**
- 児童発達支援
 - 医療型児童発達支援
 - 放課後等デイサービス
 - 保育所等訪問支援
 - 居宅訪問型児童発達支援
- 詳しくは 22 ページの児童福祉法による障害児を対象としたサービスをご覧ください。

対象 心身の障害や発達障害等をお持ちの児童

障害児通所給付助成

問合せ先 児童・家庭支援センター 発達支援係

〒101-0048 神田司町 2-16 神田さくら館 6階

TEL (5298) 2424 / FAX (5298) 0240

18歳到達日以降も、年度内は通所サービスを継続できます。

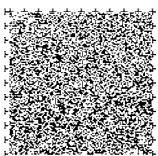
内容 障害児通所支援の「児童発達支援」を18歳以降も引き続き利用できるようにすることで、児童が継続的な療育をうけられるとともに、保護者の経済的な負担を軽減します。

対象 期間 18歳に達した日から、最初の3月31日まで。(義務期間中に就学猶予を受けた者は1年間の期間延長をします。)

助成額 1か月あたりの利用料金のうち、区が定める自己負担額(下記表)を除いた経費を助成します。

自己負担額

| 区分 | 世帯の収入状況 | 本人負担上限月額 |
|------|--------------------|----------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯 | 0円 |
| 低所得 | 住民税非課税世帯 | 0円 |
| 一般1 | 住民税課税世帯(所得割28万円未満) | 4,600円 |
| 一般2 | 上記以外 | 37,200円 |



しゅうえんそうだん 就園相談

問合せ先 児童・家庭支援センター 発達支援係

〒101-0048 神田司町 2-16 神田さくら館 6階
TEL (5298) 2424 / FAX (5298) 0240
Eメール hattatusoudan@city.chiyoda.lg.jp

子どもの発達が心配で就園に不安をお持ちの方はご相談ください。

内容 幼稚園・こども園などの見学、専門家による相談、検査などを行い、子どもの状況や適性に合った環境や必要な支援について保護者とともに考えます。電話でお申し込みください。

対象 次年度に千代田区内の公立幼稚園・こども園に入園する子どもと保護者です。

しゅうがくそうだん 就学相談

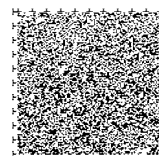
問合せ先 児童・家庭支援センター 発達支援係

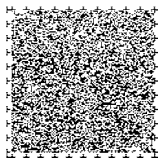
TEL (5298) 2424 / FAX (5298) 0240
Eメール jidousenta@city.chiyoda.lg.jp

就学にあたりお子さんの発達について気になっていることや不安に思われていること等があれば、お気軽にご連絡ください。

内容 心身の障害及び発達に課題をもつ幼児・児童・生徒の就学先について、保護者への情報提供及び円滑な就学のために必要な相談・支援を行います。

対象 次年度に小学校及び中学校に就学する予定で区内在住の幼児・児童・生徒及びその保護者





じゅうしょうしんしんしょうがいじどうざいたく じぎょう
重症心身障害児等在宅レスパイト事業 身知

問合せ先 児童・家庭支援センター 発達支援係
 TEL (5298) 2424 / FAX (5298) 0240

かぞく か いりよう ふく かいじょ みまも おこな
 家族に代わり、医療ケアを含む介助や見守りを行います。

内容 じゅうど じゅうしょうしんしんしょうがい じどう いりようてき ひつよう じどうとう きょたく
 重度・重症心身障害のある児童や医療的ケアを必要とする児童等の居宅に
 かんごしとつ ほふもん じどう かいじょ かぞく か いりようてき ふく かいじょ
 看護師等が訪問し、児童の介助をする家族に代わり、医療的ケアを含む介助
 みまも おこな
 や見守りを行います。

- ※世帯の所得に応じて利用料金が異なります。
- ※医師指示書にかかる作成料金の助成があります。(上限あり)
- ※申し込み等、詳しくはお問い合わせください。

対象 区内に住所を有し在宅で生活する 18 歳未満の児童のうち、いずれかの状態・
 状況にあるものと同居する家族等。

1. 重度の知的障害（療育手帳または東京都愛の手帳の 1 度または 2 度）
 を有し、かつ重度の肢体不自由（身体障害者手帳 1 級または 2 級の下肢、
 体幹または移動機能障害）を有するまたは、同程度の状態であると認められる児童
2. 日常生活を営む上で以下にある医療的ケアを必要とする児童

| | |
|-------------------------|-----------------------|
| (1) 人工呼吸器管理 | (2) 気管内挿管、気管切開 |
| (3) 鼻咽喉頭エアウェイ | (4) 酸素吸入 |
| (5) たん吸引 (6 回/日以上)の頻回吸引 | (6) ネプライザー |
| (7) 中心静脈栄養 (IVH) | (8) 経管栄養 (経鼻・胃ろう含む) |
| (9) 腸ろう・腸管栄養 | (10) 定期導尿 |
| (11) 人工肛門・人工膀胱 | (12) 継続する透析 (腹膜灌流を含む) |
3. 在宅における生活で、現在訪問看護サービス等を利用している障害を持つ児童
4. その他、障害をもつ児童で区が当事業の利用を必要と認めた児童

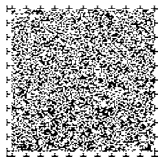
しょうがいじしえんじぎょう
障害児支援事業
 しょうがくせい ちゅうがくせい こうこうせい む きのうくんれん
(小学生・中学生・高校生向け機能訓練) 身

問合せ先 子ども発達センター (さくらキッズ)
 〒 101-0048 神田司町 2-16 神田さくら館 6 階
 TEL (3256) 8162 / FAX (3256) 8160

たの からだ うご うんどうきのう いじ こうじょう しえん
 楽しく体を動かして、運動機能の維持・向上を支援します。

内容 おやこ さんか りがくりょうほうし こべつ きのうくんれん ひとり じかん つき
 親子で参加する理学療法士による個別の機能訓練です。1 人 1 時間。月 2
 かい どうようび じっし でんわ もう こ
 回。土曜日に実施。お電話でお申し込みください。

対象 身体障害者手帳をお持ちの小学 2 年生から・中学生・高校生です。



子どもへの支援

こ はったつ じぎょう ■子ども発達センター事業

問合せ先 子ども発達センター（さくらキッズ）

〒101-0048 神田司町 2-16 神田さくら館 6階
TEL (3256) 8162 / FAX (3256) 8160

子どもの発達についての気（き）がかりや心配（しんぱい）なことに専門職（せんもんしよく）が指導（しどう）を行う子育て支援施設（しえんしせつ）です。

子どもの興味（きょうみ）や力（ちから）に合わせて「言語（げんご）」「運動（うんどう）」「作業（さぎょう）」「心理（しんり）」の個別指導（こべつしどう）や集団指導（しゅうだんしどう）のプログラム（かよ）に通いながら、健やか（けんや）な成長（せいちょう）と発達（はったつ）を支援（しえん）します。

内容

- 開館日（かいかんび）：月曜（げつよう）～土曜（どようび）日（祝日（しゅくじつ）・年末年始（ねんまつねんし）を除く（のぞく））
- 時間（じかん）：午前（ごぜん）9時（じ）～午後（ごご）5時（じ）
- 指導内容（しどうないよう）
 - 個別指導（こべつしどう）……「運動（うんどう）」「言語（げんご）」「心理（しんり）」「作業（さぎょう）」について専門職（せんもんしよく）が指導（しどう）します。1回（かい）1時間（じかん）程度（ていど）
 - 集団指導（しゅうだんしどう）……学（まな）び（認（にん）知（ち）、言語（げんご））と遊（あそ）び（身（しん）体（たい）交（こう）流（りゅう）、対（たい）人（じん）交（こう）流（りゅう）による社（しゃ）会（かい）性（せい）、情（じょう）動（どう）・行（こう）動（どう）調（てい）整（せい））について指導（しどう）します。1グループ（ぐループ）10人（にん）1回（かい）2時間（じかん）
- その他（その他）
指導（しどう）はすべて個別指導（こべつしどう）計（けい）画（かく）に基（もと）づき行（おこな）われま（す）。保（ほ）護（ご）者（しゃ）の希（き）望（ぼう）によ（り）在（ざい）籍（せき）園（えん）へ（の）訪（ほう）問（もん）も行（おこな）います。

対象

千代田区（ちよだ）在住（ざい）の就学（しゅうがく）前（ぜん）乳（にゅう）幼（よう）児（じ）及（および）小（せう）学（がく）1年（ねん）生（せい）の児（こ）童（どう）とそ（の）保（ほ）護（ご）者（しゃ）

利用料

無料（むりょう）

しょうがいじしえんじぎょう ■障害児支援事業「フレンズビレッジ千代田」

問合せ先 子ども発達センター（さくらキッズ）

〒101-0048 神田司町 2-16 神田さくら館 6階
TEL (3256) 8162 / FAX (3256) 8160

障害（しょうがい）のある小（せう）中（ちゅう）高（こう）校（がく）生（せい）を対（たい）象（しょう）に、学（がく）校（がく）休（きゅう）業（ぎょう）日（にち）に日（にち）中（ちゅう）の活（かつ）動（どう）の場（ば）を提（てい）供（きょう）し（ま）す。

内容

- 春（はる）、夏（なつ）、冬（ふゆ）休（やす）みなど学（がく）校（がく）休（きゅう）業（ぎょう）日（にち）に日（にち）中（ちゅう）指（し）導（どう）と活（かつ）動（どう）の場（ば）を提（てい）供（きょう）し（ま）す。
- 時間（じかん）：午前（ごぜん）9時（じ）か（ら）午後（ごご）4時（じ）ま（で）
- 場（ば）所（じょ）：神（か）田（だ）さ（くら）館（かん）3階（がい） 千（ち）代（だ）田（た）小（せう）学（がく）校（がく）プ（れい）ル（ーム）
- 内（ない）容（りょう）：外（がい）出（しゅつ）活（かつ）動（どう）、調（てい）理（り）実（じつ）習（しゅう）、作（さ）業（ぎょう）学（がく）習（しゅう）、音（おん）楽（がく）療（りょう）法（ぽう）、造（ぞう）形（けい）活（かつ）動（どう）、レ（く）リ（エー）シ（ョ）ン活（かつ）動（どう）、プ（ール）指（し）導（どう）な（ど）
- 実（じつ）施（し）：年（ねん）間（かん）21日（にち）間（かん）実（じつ）施（し）
- 定（てい）員（いん）：1日（にち）15名（めい）

対象

千代田区（ちよだ）在住（ざい）の特（とく）別（べつ）支（し）援（えん）学（がく）級（きゅう）、特（とく）別（べつ）支（し）援（えん）学（がく）校（がく）等（とう）に通（とほ）う小（せう）中（ちゅう）高（こう）校（がく）生（せい）

利用料

無料（むりょう）（た（だ）し施（し）設（せつ）入（にゅう）園（えん）料（りょう）、調（てい）理（り）材（ざい）料（りょう）費（ひ）な（ど）は実（じつ）費（ひ）負（おん）担（たん））

